

更正の請求

申告納付の税目（法人市民税、事業所税等）の申告書を提出した後に、その申告した税額等が過大であったことなどを発見したときには、法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

ただし、特定の場合は、期間経過後においても、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内に更正の請求をすることができます。

市税に不服があるとき

市税に関して、ご不明な点がございましたら、お住まいの区又は資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へご相談ください。

また、ご相談いただいても、なおご不明な点が解消されず、不服がある場合で、一定の要件に該当するときは、次のとおり、審査請求や審査の申出をすることができます。

■審査請求

請求事項	賦課決定処分の取消し、滞納処分の取消しなど
対象者	賦課決定、滞納処分を受けた方など
審査機関	川崎市長
請求期間	賦課決定、滞納処分があったことを知った日（納税通知書や差押調書（謄本）を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内など

■審査の申出

申出事項	固定資産課税台帳に登録された土地、家屋、償却資産の価格に対する不服 ^{*1 *2}
対象者	固定資産税の納税者
審査機関	川崎市固定資産評価審査委員会
申出期間	原則として、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

*1 土地、家屋の価格に対する審査の申出は、原則として3年に一度の基準年度にのみすることができます。ただし、基準年度以外の第二年度及び第三年度であっても、地目の変換、土地の分合筆、地価の下落、家屋の新築や増改築などがあり、価格の決定又は修正があった場合、又はそれらの事由による価格の決定又は修正を求める場合は、審査の申出をすることができます。

*2 価格以外の事項（住宅用地の特例や新築住宅減額の適川など）は、審査請求の対象となります。

市税の手続におけるマイナンバー制度



マイナンバー

マイナンバー制度は、行政の効率性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。市税の手続において用いられる申告書等の税務関係書類のうち、地方税法等に定めがあるものには、個人番号・法人番号の記入欄が設けられました。番号の記入欄があるこれら税務関係書類を提出する場合は、提出をされる方や一定の方に係る個人番号・法人番号の記載が必要となります。

■番号の記入欄がある税務関係書類の例

個人市民税の「市民税・県民税申告書」、法人市民税の「法人市民税申告書」、固定資産税の「償却資産申告書」、その他の各種申請書・届出書等